

## 寒冷地手当支給規則の一部改正について

### 1 改正の理由

寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号。以下「規則」という。）別表において、寒冷地手当支給官署として指定されている宮古社会保険事務所について、平成 22 年 1 月 1 日付けの日本年金機構の発足に伴い、規則別表から削除する必要がある。

また、北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所栃ヶ原支所について、平成 22 年 4 月 1 日付けの官署の廃止及び新設に伴い、規則別表を改める必要がある。

### 2 改正の内容

規則別表岩手県の項中「宮古社会保険事務所」の所在地及び官署名を削るとともに、同表新潟県の項中「北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所栃ヶ原支所」の官署名を「北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所市野新田支所」に改める。

※ 規則別表の官署の定めについては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 3 条第 2 項の規定により、人事院の勧告事項とされているが、単なる官署の廃止や名称の変更に伴う改正等については、官署の新規指定の場合と異なり、気象条件等の実質的判断を行うものではないことから、従来より勧告を要しないものとして処理しているところ。

本件についても寒冷地手当支給官署の廃止及び同一所在地への新設という実質的判断を伴わないものであることから従来どおり勧告を要せず処理するものとする。

### 3 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日

注 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 2 項第 5 号に該当することにより、同法第 6 章（意見公募手続き等）の規定は適用されないものである。